

② 輸出証明書発給業務の改革について

<業務の概要>

日本の食品等の輸出に際して、東京電力福島第一原子力発電所の事故以来、諸外国から求められている食品等の放射性物質規制に係る輸出証明書の発給を行う業務
 (※ 約40の国・地域が、日本産食品等に対する輸入規制措置を講じており、これらの国への日本産食品等の輸出に際し、証明書を発行。平成26年度の発行件数は、65,935件)

【課題】

- 輸出証明書の申請から発給・受領までの期間の短縮
- 申請者（事業者）の利便性向上及び負担軽減
- 審査の効率化

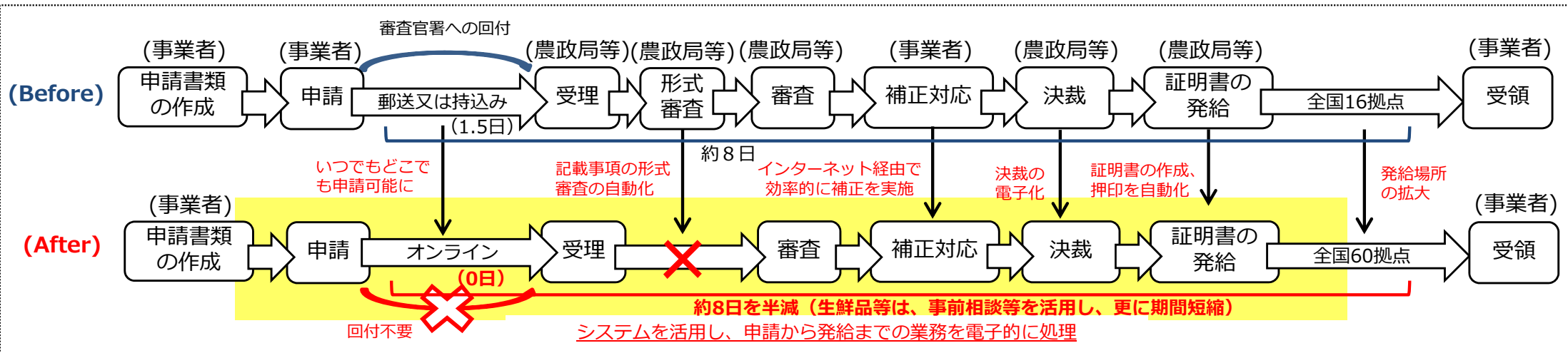
【主な見直しの内容】

- 申請の原則オンライン化、24時間受付
- 形式的審査のシステムによる自動化
- システム活用による補正対応の利便性向上
- 文書管理システムの利用による決裁の電子化
- 証明書の発給場所の拡大（16拠点⇒60拠点）

【これらの見直しによる効果】

- 申請から証明書受領までに要する期間（約8日）を半減
- 申請者（事業者）の負担軽減
- 業務を効率化し、農産物輸出1兆円の目標達成に向け、輸出証明書発給業務の増大に的確に対応

※ 水産物及び水産加工物の放射性物質規制に係る証明書についても、オンライン化を実施予定



工程表

平成27年度													平成28年度	
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
オンラインシステムの導入 (試験運用期間)					オンライン申請一元化に向けて紙申請からオンライン申請への移行開始								・オンライン申請に一元化 ・申請受付の24時間化 ・証明書発給場所の全国拡大 (平成28年4月～本格運用開始)	
・事業者への周知、操作マニュアル、Q&Aの作成・提供 ・諸外国の輸入規制措置の内容、必要書類等の情報提供の充実（随時）														
システムの機能改修（水産物及び水産加工物に係る証明書発行機能の追加等）														
申請のオンライン化に合わせた業務処理の見直し、職員向けマニュアル等の整備 (受付時の中間処理の省略、補正作業のシステム化、決裁処理の電子化等)													申請から証明書の受領までの期間半減 (平成28年度中)	